

第1回検討会での主な意見

第1回検討会での主な意見①(市町村が電子的に記録する情報について)

【活用目的】

- 長期的な目的としては、健康増進、健康寿命の延伸が考えられるが、まず検討対象とする子どもに関する目的を明確にすべき。
※例えば、発達障害の発見など、成長発達過程など。
- 住民に理解してもらうため、情報の活用目的を具体的な例で示し明確にすべき。
※例えば「子供自身の健康管理及び生涯を通じた健康管理」など。
- 目的の「自治体が継続的に効率的・効果的な行政事務や保健指導等を行うため」について、「効率的」「効果的」という文言が抽象的であるため、その内容を具体化して示すべき。

【基本的な項目選定基準】

- 「最低限電子化すべき項目（赤）」「本人が閲覧できる項目（青）」「現状のままアナログ的に情報連携するのが適切である項目（緑）」にわけて考えるべき。
※その際、青をはみ出るような項目があるのかについて精査が必要。
- 最低限電子化すべき項目は限りなく数値化できるもののみ限定すべき。
※現場では、家庭環境や育児の状況など、専門家同士で電話等で個別に情報連携するというアナログ的な仕組みでの対応が実施されている。
※特に、虐待予防の視点での項目などの機微情報は、電子化しない項目とすべき。
- 行政視点の施策評価等の目的ではなく、個人の目的も考慮して、項目は絞るべき。
※例えば、自治体間で連携すべき情報がある場合「要連絡」のフラグをつけるなど。

第1回検討会での主な意見②(市町村が電子的に記録する情報について)

【選定にあたって留意すべき事項】

(情報の性質)

- 電子化すると、生涯にわたり情報が保存されることになるため、機微情報などは電子化しないこととすべき。
- どの情報を電子的に記録して保存するかについては、「将来本人や保護者が何を見たいか」という観点や個人情報保護の観点、自治体間や他職種間での情報連携など、目的と管理方法について検討すべき。
- 「情報を本人が見ることができる状態にして良いか」という視点で検討し、本人が望まない状況にならないようにすることにも配慮すべき。
※母子健康手帳に詳しいこと（医療的な処置、専門的な発達相談などの記録）を書かないでほしいという保護者も多い。
※海外では、親の個人情報を子に知られたくない、という理由で母子健康手帳は不要という国もある。
※母親の産後うつや本人の性格、虐待の兆候等については、専門職は把握すべきでも本人には直接的に伝えにくい情報もある。
※総務省のモデル事業では、本人の判断で他者への共有に同意した情報のみ共有している。

(自治体の事務負担・費用)

- 電子化は自治体に大きな負担がかかる。労力をかけても電子化すべきであるか否かについては、負担や効果などを整理して十分な検討をすべき。
- 大規模な自治体は電子化が進んでいる一方で、小規模の自治体は電子化が遅れている傾向。特に確認が必要な者については電話やファックスなどによる対応により、自治体間で十分な連携が現状でもなされていることに留意。

第1回検討会での主な意見③(市町村が電子的に記録する情報について)

【その他】

(学校保健)

- 発達障害や精神的な問題など乳幼児期から学童期に引き継ぐことは重要。
- 学校保健において、成長曲線を活用して児童生徒等の発育を評価しているため、乳幼児期から学校保健まで身長体重などの情報が引き継がれば大きな利点。

(情報の二次利用について)

- ビッグデータに関し、将来的には収集したデータを匿名加工情報として広く利用することも視野に入れ、その基盤を整備するということも念頭に検討すべき。
- 虐待の兆候を発見して早期支援につなげるなど、得られた情報を研究に活用し、母子保健施策に還元すべき。
- ビッグデータについて、他のデータとの連結は匿名化や暗号化がされていることを考えると技術的に困難。まずは自治体で最低限電子化すべき事項について検討すべき。
- 国や地方自治体からの情報提供だけでは限界があるため、民間事業者によるデータ活用も視野に入れるべき。
※総務省モデル事業では、民間事業者の関与により、必要なタイミングで情報提供することを可能にしている。
今後、低出生体重児の成長曲線に合わせた親への助言等の実施に活用する予定。

(データの標準化等)

- 各自治体における、電子化されている項目、使っているベンダー、システム対応状況の実態把握が必要。
- 費用面を含めた仕組み全体の標準化が必要。具体的には問診票の統一、入力情報のコード化、標準マスターの作成・管理などの検討が必要。
- 情報を連結するために、マイナンバーや被保険者番号など何を使うか整理しておくべき。